独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社エル・ティー・エス		コード	6560
提出日	2021/6/16	異動（予定）日	2021/7/1	
独立役員届出書の提出理由	金川裕一氏について、社外取締役の要件を満たさないこととなり、独立役員の指定を解除するため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	武村文雄	社外取締役	○										△				有
2	粟田敏夫	社外取締役	○													○		有
3	高橋直樹	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	武村氏は、当社の取引先である日本アイ・ビー・エム株式会社において、2009年3月まで、執行役員として業務執行しており、また、2011年11月から2012年12月まで、顧問を務めておりましたが、過去3年間における取引額は、当社及び同社それぞれにおいて僅少であり、当社の意思決定に際し、影響を与える恐れはありません。	武村氏を社外取締役とした理由は、大手IT企業における職務経験が長く、システム開発・運用業務全般に対する専門的な知見を有するとともに、関連会社において社長を務めるなど、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待するためです。 また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
2	該当なし	粟田氏を社外取締役とした理由は、大手総合商社及びその関連会社において、CIO（最高情報責任者）としての職務経験や企業経営全般についての幅広い経験を有しており、経営全般の監視機能強化を期待するためです。 また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
3	該当なし	高橋氏を社外取締役とした理由は、複数の事業会社や保険会社において一貫して企業法務に携わり、コーポレート部門の担当役員として企業経営にも関与しており、企業法務及び企業経営に関する専門的知見を活かした経営全般の監視機能強化を期待するためです。 また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
4		
5		

4．補足説明

金川裕一氏は、2021年3月2日提出の独立役員届出書において独立役員に指定しておりましたが、役割変更により社外取締役の要件を満たさないこととなるため、独立役員としての指定を解除するものです。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。